

# 令和6年(令和5年分)所得の確定申告について

**申告期間** : 2月16日(金)～3月15日(金) ※3月15日(金)は午前中のみ

**受付会場** 役場本庁舎 1階 大会議室 (正面玄関入って右)

※役場分庁舎では確定申告受付を行いません。確定申告を行う際は役場本庁舎までお越しください。

※申告内容が複雑な場合は、鯉沢税務署での申告をお願いする場合があります。ご了承ください。

## 所得税の申告(確定申告)が必要な方

### 【給与所得の方】

- ・給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ・給与の支払いを2カ所以上から受けている方
- ・給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える方
- ・年末調整をしていない方

### 【公的年金などの雑所得のみの方】

- ・公的年金等の雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある方。

※公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は所得税の確定申告は必要ありません。

ただし、上記の場合においても「町民税・県民税・国民健康保険税申告書」の提出は必要です。

### 【事業所得・不動産所得・譲渡所得など上記以外の方】

- ・1年間の合計所得金額が所得控除額の合計を超える方 (詳しくは国税庁HPをご確認ください)

税務署・南部町では会場に来場しなくても、パソコンまたはスマートフォンからインターネットを通じて申告手続きが完了できるe-Taxのご利用を推奨しています。

e-Taxなら早期に還付されます！



←スマホはこちら

## 町民税・県民税・国民健康保険税の申告について

### 町民税・県民税・国民健康保険税申告書の提出が必要な方

- ・町から「町民税・県民税・国民健康保険税申告書」が送付された方
- ・国民健康保険に加入している方
- ・遺族年金や障害年金などの非課税年金のみ受給している方
- ・扶養されている方や病気、失業、学生などで前年中に収入がなかった方

※申告書がお手元に届いた方は例年どおり提出をお願いします。町申告のみの方は郵送での提出にご協力ください。

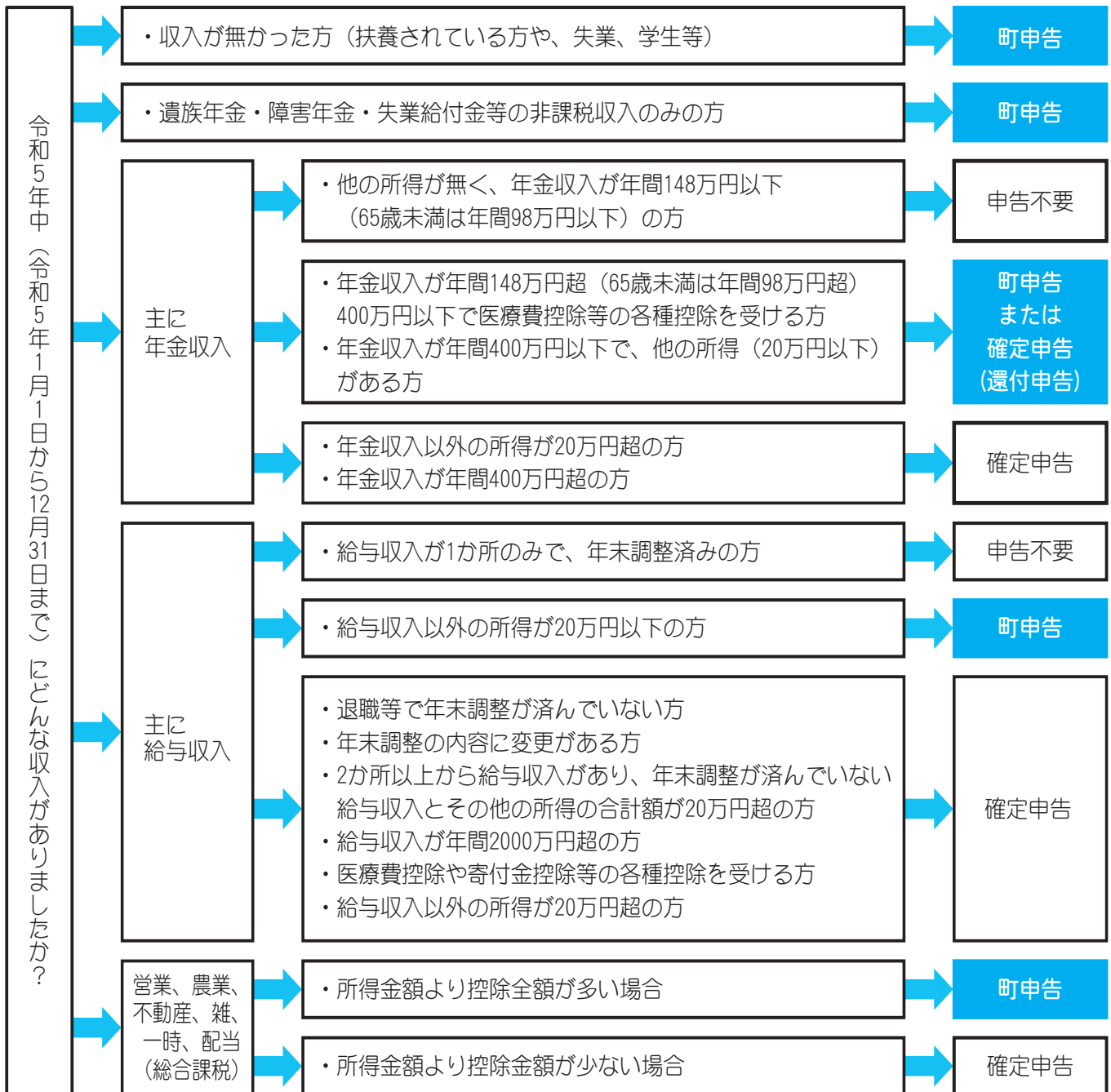
○郵送での提出先 〒409-2192 南部町福士28505-2 南部町役場 税務課宛

### 町民税・県民税・国民健康保険税申告書が町から送付されない方

公的年金所得があり、令和5年度の町民税・県民税が非課税であった方には、「町民税県民税・国民健康保険税申告書」(青い町申告書)は送付いたしません。ただし、令和5年中に事業所得や一時所得などが生じ、所得が増額した方は「町民税・県民税・国民健康保険税申告書」の提出が必要な場合があります。ご不明な点がございましたら、税務課までお問い合わせください。

# 申告簡易フローチャート

※このフローチャートは簡易的に申告が必要か判断するものであって、ご不明点等ございましたら税務課までお問合せください。



・所得税の還付申告を受ける場合は、上表にかかわらず確定申告が必要です。また、確定申告をされた場合は町申告書の提出は不要です。

## ◆申告をしないと…

- ・賦課資料がないため、公営住宅や児童手当、保育料、私学助成、融資関係などの手続きに必要な所得証明書等の発行ができません。
- ・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の算定資料となります。申告をしないと軽減制度の適用等を受けることができません。

# 鯉沢税務署からのお知らせ

## 税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	受付時間	対象者 <sup>(注1)</sup>
2月2日(金)	市川三郷町役場本庁舎 1階大会議室	西八代郡市川三郷町市川大門1790-3	【午前の部】 午前9時30分から 午前11時30分  【午後の部】 午後1時から 午後3時30分	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者 <sup>(注2)</sup>
2月6日(火)	南部町役場南部分庁舎 1階会議室	南巨摩郡南部町内船4473-1		
2月7日(水)	身延町総合文化会館 1階メディアルーム	南巨摩郡身延町波木井407		
2月8日(木)	富士川地方合同庁舎 2階会議室	南巨摩郡富士川町鯉沢1760-1		

注1 土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方は対象とはなりません。

注2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和4年分の所得金額（専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前）が300万円以下の方を指します。

- ◆ 申告書等の提出のみの場合は、鯉沢税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- ◆ 令和5年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる**事前申込**を受け付けます。
- ◆ オンラインによる事前申込は、**令和6年1月10日(水)から可能**となります。詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。なお、**電話での受付は行っておりません**ので、ご注意ください。
- ◆ オンラインによる事前申込**サイトの操作方法**についてのお問合せは、**☎050-1808-7285**へお願いします。  
(受付時間：平日午前10時～正午、午後1時～午後4時)
- ◆ **一部、当日入場整理券の配付を行います**が、**無くなり次第終了となります**ので、**オンラインによる事前申込をご利用ください**。
- ◆ ご来場の際は、源泉徴収票など申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード等をご持参ください。

事前申込サイト

下記のいずれかのサイトから  
事前申込をお願いいたします。

無料申告相談専用  
LINE 事前申込



Web 事前申込



<https://coubic.com/tochi/119/blogs/133098>

## スマホ申告講習会の開催について

～ 申告書を作成できます ～

スマートフォンを使って申告書作成したい方に向けた講習会を開催いたします。

源泉徴収票など申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカードをご持参いただければ、会場で申告書の作成・提出ができますので、ぜひご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	時 間	対象者・定員
1月24日(水)	市川三郷町役場本庁舎 1階大会議室	西八代郡市川三郷町市川大門1790-3	午後2時～	・年金受給者 ・給与所得者 ・ <b>20名(先着)</b>
1月25日(木)	身延町総合文化会館 2階会議室	南巨摩郡身延町波木井407	午後4時	

お問合せ・申し込み 鯉沢税務署 ☎ 0556-22-3191

# 軽自動車税のお知らせ

令和6年度より、軽自動車税（種別割）の納期限が5月末日に変更となります。  
 令和6年度軽自動車税の納期限（口座振替日）は令和6年5月31日です。  
納税通知（納付書）は、5月初旬に送付されます。

なお、令和5年1月より、車検時の納税証明書提出はオンライン照会システムにより原則不要となっています（251cc以上のバイクを除く）。紙の納税証明書が必要な場合は個別対応いたしますので、役場税務課までご来庁またはご連絡ください。

## 『登録内容の変更手続きはお済みですか』

軽自動車税（種別割）は、その車の“主たる定置場”（自宅や事業所など主に車両を置いておく場所）である市町村で課税されます。そのため、町内を定置場にしているのに車検証などの登録（「使用の本拠の位置」等）が異なる場合は、変更の手続きをする必要があります。

## 『125ccを超えるバイクを廃車（譲渡）したら、税止め書類を提出してください』

南部町で課税の対象となっている『山梨』ナンバーの二輪車について、譲渡や転出、廃車の手続きを県外で行ったときは、必ず町に税止め（税申告）の届出をしてください。

税止めの手続きをされないと、町で車両の異動情報が把握できないため、翌年度以降も引き続き軽自動車税が課税されてしまい、トラブルの原因となってしまいます。

## 『手続きは4月1日までに！』

軽自動車税（種別割）は、車両を売ったり譲ったりした場合でも4月1日現在で登録のある方に課税されますので、それまでに名義変更等の手続きをしてください。また、バイク等が壊れて乗れなくなっても手続きを怠りそのままにしておくと、翌年度以降も引き続き課税されます。



※軽自動車やバイク等の手続きは車種によって取り扱う場所が違います。

手続き内容によって必要書類もそれぞれ違うため、手続きの際はまず各機関へお問合せください。

原動機付自転車（125cc以下のバイク）、 農耕用作業車、他の特殊車両、ミニカー等	南部町役場税務課 お問合せ ☎66-3404
軽三輪、軽四輪	軽自動車検査協会 山梨事務所 お問合せ ☎050-3816-3121
軽二輪（126cc以上250cc以下のバイク）、 二輪の小型自動車（251cc以上のバイク）	山梨運輸支局 お問合せ ☎050-5540-2039